

4 介護保険在宅サービス事業（福祉系）

在宅サービス事業（福祉系）には、在宅サービスを適切に利用できるように、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等の支援を行う「訪問介護」のほか、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び利用者の心身の状況・環境、利用者や家族の希望などを勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの事業所があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づいて実施しています。

都の実地指導は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

さらに、介護保険の各保険者である区市町村が実施する集団指導への協力にも積極的に取り組んでいます。

（1）平成30年度 検査実施状況（介護予防を含む）

介護保険在宅サービス事業（福祉系）については、全体の5.2%に当たる717事業に対して実地指導を行いました。

また、2,203事業に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問介護事業	3,164	104	46	3.3%
訪問入浴介護事業	311	3	0	1.0%
通所介護事業	1,465	126	53	8.6%
短期入所生活介護事業	1,102	242	44	22.0%
特定施設入居者生活介護事業	1,264	177	94	14.0%
福祉用具貸与事業	1,279	8	4	0.6%
特定福祉用具販売事業	1,309	8	4	0.6%
居宅介護支援事業	3,841	49	19	1.3%
計	13,735	717	264	5.2%

イ 集団指導

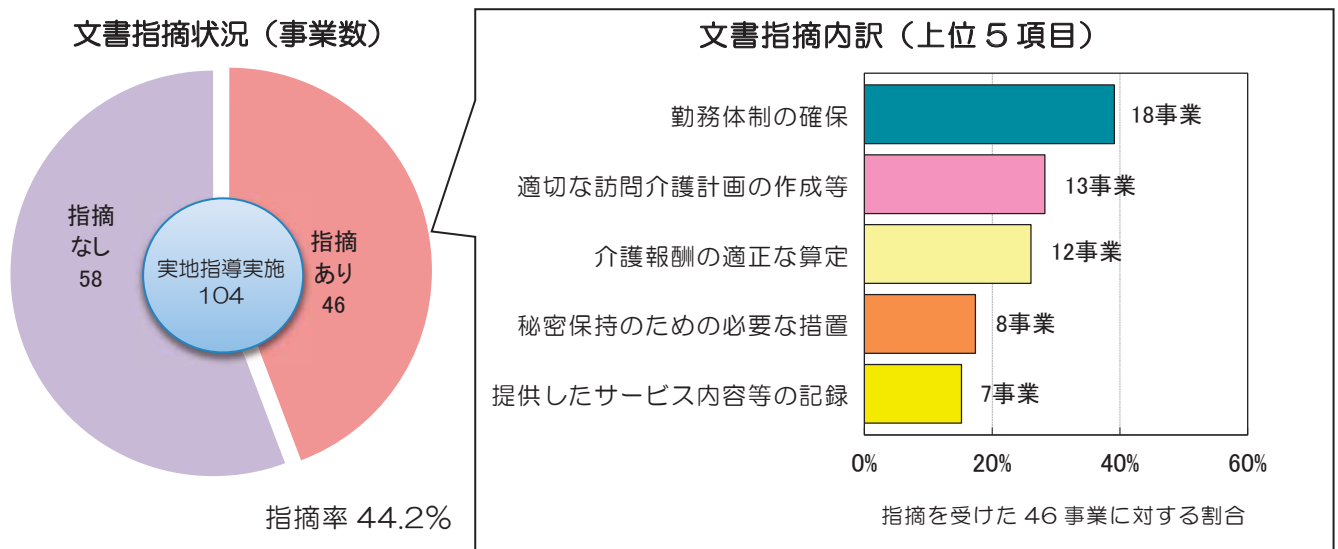
参加事業数	主な内容
2,203	・過去の処分事例 ・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項

区市町村が主催する集団指導への講師派遣を含む。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問介護事業

実地指導を行った104事業のうち、46事業が何らかの文書指摘を受けています。その46事業のうち、18事業が「勤務体制を確保すること」について指摘されています。



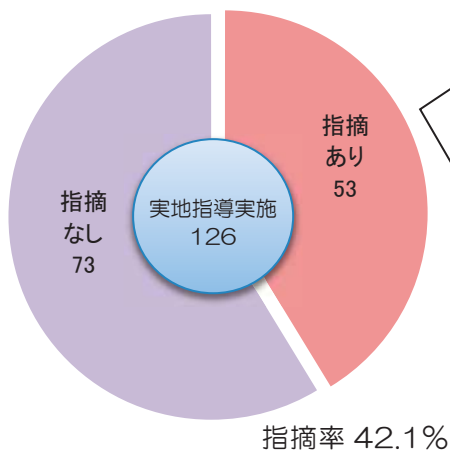
指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 勤務体制を確保すること ◇ 訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしなければならないが、明確になっていない。 （居宅条例第11条第1項、居宅施行要領第3-1-3(5)①）	18

➤ 居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成し、サービスを提供すること ◇ 居宅サービス計画が作成されているにもかかわらず、当該計画に沿った訪問介護計画を作成していない。 ◇ 居宅サービス計画に位置付けのないサービスを訪問介護計画に位置付け、提供している。 （居宅条例第20条、第28条第1項・第4項、居宅施行要領第3-1-3(18)①及び②）	13
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること ◇ サービスの提供の記録に、提供したサービスの具体的な内容の記録がなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を実際に行ったかどうか確認できない日について、所定単位数を算定している。 （厚告第19号別表1のイの注1、老企第36号第二の2の（4）） ◇ 特定事業所加算について、算定要件を満たしていない（会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告等を行っていない。）にもかかわらず、算定している。 （厚告第19号別表1の注9、老企第36号第二の2の（13）の①）	12
➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること ◇ 訪問介護員等に対し、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。 ◇ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 （居宅条例第34条、居宅施行要領第3-1-3(22)）	8
➤ 提供したサービスの具体的な内容等を適切に記録すること ◇ サービスの提供の記録が適切に作成されていることを確認する体制が整備されておらず、提供した具体的なサービスの内容等を適切に記録していない。 （居宅条例第23条第2項、居宅施行要領第3-1-3(14)②）	7
➤ その他 ◇ 変更した事項について速やかに届出を行うこと。 ◇ サービス提供責任者について配置員数の基準を満たした上で、適切に配置すること。 ◇ 訪問介護員等の員数を常勤換算方法で、2.5人以上とすること。 等	53 (延べ)
合計(延べ)	111

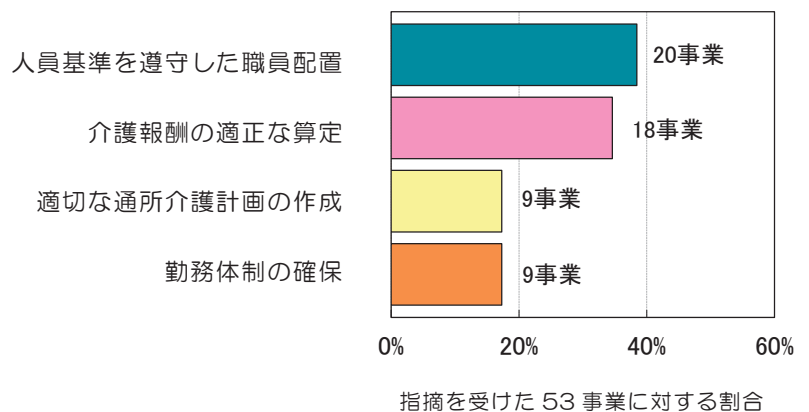
イ 通所介護事業

実地指導を行った126事業のうち、53事業が何らかの文書指摘を受けています。その53事業のうち、20事業が「人員基準等を遵守した職員配置を行うこと」について指摘されています。

文書指摘状況（事業数）



文書指摘内訳（上位 4 項目）



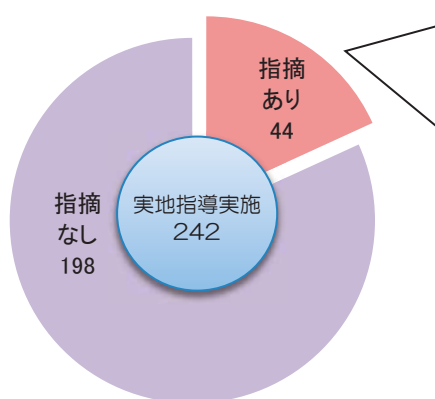
指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと ◇ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員が適正に配置されていない。 （居宅条例第99条第1項第1号・第2号・第3号・第4号、居宅規則第17条第1項第1号・第2号・第3号・第4号、居宅施行要領第3-6-1（1））	20
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること ◇ 個別機能訓練加算（Ⅰ）について、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しないにもかかわらず、算定している。 （厚告第19号別表6注10イ、老企第36号第2の7（11）②） ◇ 中重度者ケア体制加算について、指定通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置しないにもかかわらず、算定している。 （厚告第19号別表6注8、厚労告第95号15、老企第36号第2の7（9）④）	18

➤ 通所介護計画を適切に作成すること ◇ 通所介護計画の作成に当たり、アセスメントを適切に実施していない。 ◇ 指定通所介護の所要時間等が居宅サービス計画に沿っていない。 (居宅条例第107条第1項、居宅施行要領第3-6-3(5)②・③)	9
➤ 勤務体制を確保すること ◇ 通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしなければならないが、明確になっていない。 (居宅条例第103条第1項、居宅要領第3-6-3(2)①)	9
➤ 建物設備等の管理を適正に行うこと ◇ 通所介護事業所の静養室を相談室として使用しているにもかかわらず、変更の届出を行っていない。 (介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第119条第1項第5号、第131条第1項第6号、居宅条例第101条、居宅規則第18条)	5
➤ その他 ◇ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 ◇ 非常災害に関する具体的な計画を策定し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施すること。 等	47 (延べ)
合計(延べ)	108

ウ 短期入所生活介護事業

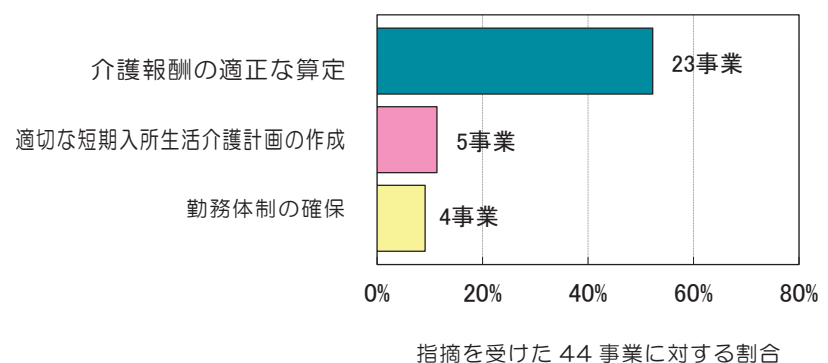
実地指導を行った242事業のうち、44事業が何らかの文書指摘を受けています。その44事業のうち、23事業が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

文書指摘状況（事業数）



指摘率 18.2%

文書指摘内訳（上位3項目）



指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること ◇ 看護体制加算（Ⅰ）について、指定短期入所生活介護事業所として本体施設（特別養護老人ホーム）とは別に1名以上の常勤の看護師を配置していないにもかかわらず、算定している。 （厚告第19号別表8注8、厚労告第96号12イ、老企第40号第2の2（10）①）	23
➤ 短期入所生活介護計画を適切に作成すること ◇ 相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない。 （居宅条例第155条・156条、居宅施行要領第3-8-3（5）・（6））	5
➤ 勤務体制を確保すること ◇ 短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にしなければならないが、明確になっていない。 （居宅条例第167条準用（同第103条第1項）、居宅要領第3-8-3（16）準用（同第3-6-3（2）①）、居宅要領第3-8-3（16）イ）	4
➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと ◇ 生活相談員、機能訓練指導員が適正に配置されていない。 （居宅条例第147条第1項第2号・第5号、居宅規則第31条第1項第2号・第5号、居宅施行要領第3-8-1（2）・（3））	3
➤ その他 ◇ 身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと。 ◇ 事故が発生した場合は、速やかに区市町村等への連絡を行うとともに、再発防止等の必要な措置を講じること。 等	34 (延べ)
合計(延べ)	69

エ 特定施設入居者生活介護事業(介護予防を含む)

実地指導を行った177事業のうち、94事業が何らかの文書指摘を受けています。

なお、指摘の具体事項例については、「3 高齢者施設等」（21～29ページ）を御参照ください。

オ 福祉用具貸与事業（介護予防を含む）

実地指導を行った8事業のうち、4事業が何らかの文書指摘を受けています。その4事業では、「福祉用具の保管は適切に行うこと」、「福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合においては、受託者の履行状況を定期的に確認し、その結果等を記録しておくこと」等について、指摘されています。

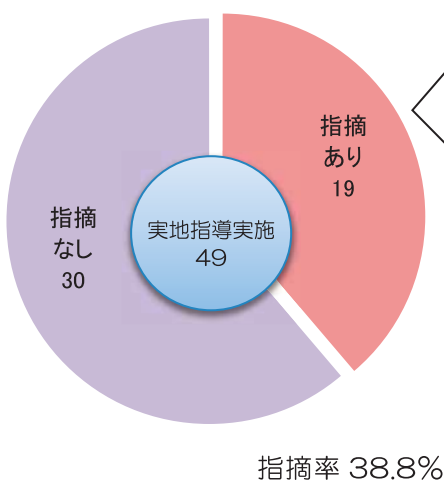
カ 特定福祉用具販売事業（介護予防を含む）

実地指導を行った8事業のうち、4事業が何らかの文書指摘を受けています。その4事業では、「原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること」、「従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること」等について、指摘されています。

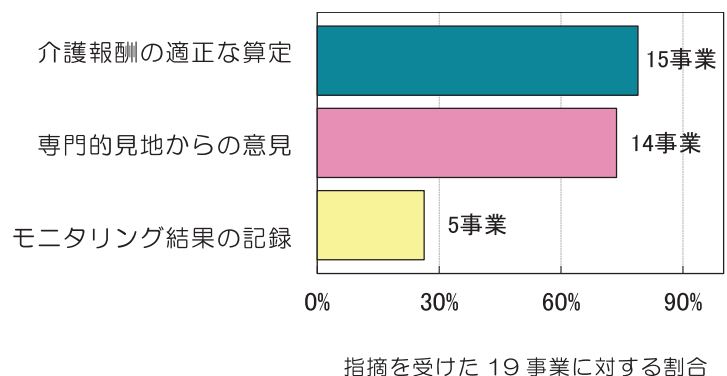
キ 居宅介護支援事業

実地指導を行った49事業のうち、19事業が何らかの文書指摘を受けています。その19事業のうち15事業が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

文書指摘状況（事業数）



文書指摘内訳（上位3項目）



指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること ◇ 居宅介護支援費における運営基準減算の基準(居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、サービス担当者会議の開催等を行っていない等)、に該当するにもかかわらず、所定単位数の100分の50(2月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数を算定していない。 (厚告第20号別表イ注2、厚労告第95号82、老企第36号第3の6) ◇ 退院・退所加算(Ⅰ)口については、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合に算定することができるが、当該カンファレンスの要件を満たしていないにもかかわらず、算定している。 (厚告第20号別表ホの注口、厚労告第95号85の2口、老企第36号第3の13)	15
➤ 担当者から専門的見地からの意見を求め、要点等について記録すること ◇ 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、サービス担当者会議の開催等を行っていない。 ◇ サービス担当者会議の要点等について適切に記録していない。 (省令第38号第13条第9号・第15号・第16号、老企第22号第2の3(7)⑨・⑮・⑯)	14
➤ 1か月に1回以上、モニタリングを実施し、その結果を記録すること ◇ 特段の事情がないにもかかわらず、モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、面接を行っていない。 ◇ モニタリングの結果を記録していない状態が1か月以上継続している。 (省令第38号第13条第14号、老企第22号第2の3(7)⑭)	5
➤ アセスメントを実施すること ◇ 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していない。 (省令第38号第13条第6号・第16号、老企第22号第2の3(7)⑥・⑯)	4
➤ 主治の医師等の意見を求め、指示があることを確認すること。 ◇ 居宅サービス計画に医療サービス(訪問看護、通所リハビリテーション等)を位置付けているにもかかわらず、主治の医師等の指示があることを確認していない。 (省令第38号第13条第20号、老企第22号第2の3(7)⑳)	2

➤ その他	
◇ 必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うこと ◇ 勤務体制を確保すること 等	22 (延べ)
合計(延べ)	62

【根拠法令等】

- * 介護保険法
 - ＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
- * 介護保険法施行規則
 - ＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- * 省令第38号
 - ＝指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）
- * 老企第22号
 - ＝指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
- * 老企第36号
 - ＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 老企第40号
 - ＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 厚告第19号
 - ＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 厚告第20号
 - ＝平成12年2月10日厚生省告示第20号「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- * 厚労告第95号
 - ＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 厚労告第96号
 - ＝平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- * 厚労告第127号
 - ＝平成18年3月14日厚生労働省告示第127号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 居宅条例
 - ＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 居宅予防条例
 - ＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」
- * 居宅規則
 - ＝平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 居宅予防規則
 - ＝平成24年10月11日東京都規則第142号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」
- * 居宅施行要領
 - ＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

(3) 指導事例

ア 訪問介護事業

(居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成すること)

- 指定訪問介護事業者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、サービス提供責任者が当該計画の内容に沿って作成した訪問介護計画により、指定訪問介護を提供しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、居宅サービス計画が作成されているにもかかわらず、当該計画に沿った訪問介護計画を作成していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、当該居宅サービス計画に沿って適切に訪問介護計画を作成するとともに、当該訪問介護計画により指定訪問介護を提供するように指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第20条・第28条第1項及び第4項
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の一の3の(18)の①及び②

イ 通所介護事業

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること)

- 指定通所介護事業者が個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定する場合には、指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師等(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していないにもかかわらず、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定していた日が確認されました。
- このような事例に対して都は、自主点検を行い、保険者に申告し、その指導に従って返還手続きを行うとともに、当該加算対象利用者に自己負担額の返還を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表6注10イ
- *平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の7（11）②

ウ 居宅介護支援事業

（担当者から専門的見地からの意見を求めること）

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、サービス担当者会議の開催（やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等）により、指定居宅サービス等の担当者から専門的な見地からの意見を求めなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、居宅サービス計画の変更（訪問介護等のサービスの追加）にあたって、サービス担当者会議の開催等を適切に行っていない事例が認められました。
- こうした事例に対して都は、サービス担当者会議の開催等を適切に行うとともに、サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について適切に記録するよう事業者に求めています。

【根拠法令等】

- *指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第9号・第15号・第16号、
- *指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）第2の3の（7）⑨・⑮・⑯

(4) 介護報酬に係る返還金(在宅・福祉系)

前記の在宅サービス事業者(福祉系)に対して平成30年度に行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は42,508,083円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問介護事業	9	10,389,822
通所介護事業	16	13,974,593
短期入所生活介護事業	29	9,100,780
特定施設入居者生活介護事業	17	5,105,151
居宅介護支援事業	15	3,937,737
計	86	42,508,083

金額は令和元年6月末時点のものです。

(5) 運営状況等確認検査の実施

平成25年度から「指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査」を実施しています。この検査は東京都が独自に実施するもので、書面による検査(業務管理体制に関する検査も含む)となります。おおむね6年に1回、定期的の実施することにより、事業所運営の問題点を早期に発見し、事業所の適正な運営を確保することを目的としています。

[実績]

平成30年度
1,016事業